

**「第2期宮城県医療費適正化計画 中間案」に対する意見提出手続(パブリックコメント)の結果と
御意見に対する県の考え方**

宮城県では、「第2期宮城県医療費適正化計画 中間案」について、平成25年1月21日から2月20日までの期間において、ホームページ等を通じ、県民の皆様の御意見を募集しました。
この結果、1団体から貴重な御意見をいただきました。

いただきました御意見等につきましては、計画策定の参考とさせていただきます。
御協力ありがとうございました。

いただきました御意見等に対する宮城県の考え方については、以下のとおりです(趣旨をまとめております)。

番号	項目	御意見の概要	御意見に対する県の考え方
1	第3章第2節 「目指すべき取組と目標」 1 県民の健康の保持の推進	◎成人の喫煙率の数値目標(喫煙率削減)について ・たばこは合法的嗜好品であり、適切なリスク情報を承知した成人個人が自らの健康に与える影響を勘案して判断すべきものである。従って、行政が特定の数値に誘導しようとすることは問題があり、数値目標を設定することには強く反対する。	・喫煙は、がんや循環器疾患をはじめ多くの疾患の原因であると言われていることから、本計画の策定指針である国の基本方針において初めて「たばこ対策」に関して、禁煙の普及啓発施策に関する目標の設定が盛り込まれました。また、今年度中に改定される国の「健康日本21」や「がん対策推進基本計画」においても初めて喫煙率の減少や職場、飲食店等における受動喫煙の機会の減少等が数値目標として設定される見込みです。 ・本県においても国と同様に、禁煙を希望していない方に禁煙を強制するものではなく、喫煙による健康影響への意識向上や受動喫煙防止に関する普及啓発、禁煙希望者に対する禁煙支援等、自発的な取組を推進することとしており、一律的な禁煙や分煙の強制を行うという考えではございませんので、御理解をお願いいたします。 ・なお、本計画における数値目標については、現在策定中の「第2次みやぎ21健康プラン」や「第2期宮城県がん対策推進計画」における数値目標との整合性を勘案し、設定したものです。